

福岡県地域公共交通計画の作成について
 (「福岡県交通ビジョン 2022」別冊の作成について)

福岡県地域公共交通計画について、以下のとおり作成することとしたい。

1 概要

- ・本県においては、交通に関する諸施策を推進するため、令和 3 年度に「福岡県交通ビジョン 2022 (以下、「ビジョン」という。)」を策定。
- ・一方、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (以下、「法律」という。) の改正 (R2.11 施行) により、地方公共団体による「地域公共交通計画 (以下、「計画」という。)」の作成が努力義務化。
- ・併せて、計画作成がバス事業者に対する国庫補助の要件とされ (令和 6 年度事業までは経過措置)、令和 7 年度の事業計画の申請期限である令和 6 年 6 月 30 日までに、沿線市町村又は県において計画が作成されていなければ、補助を受けることができないこととされている。
- ・これらのことを踏まえ、令和 5 年 6 月議会自民党代表質問で、県において計画を作成する旨の答弁を行った (資料 1 参照)。
- ・現行のビジョンは、法律に規定される計画の要件を一部満たしていないことから、所要事項を記載したビジョンの別冊を作成することにより、ビジョンを計画に位置付けることとする。

2 ビジョンの構成

【福岡県交通ビジョン 2022 (福岡県地域公共交通計画) の構成 (案)】

構成	内 容	作成時期
本体	・現行の福岡県交通ビジョン 2022 のとおり	令和 3 年度作成済
別冊	・本体に不足する所要事項を記載	令和 5 年度
別紙	・国庫補助を受ける広域バス路線の詳細	令和 6 年 6 月まで (以降、毎年度作成)

3 ビジョン別冊の作成手順等

- (1) 福岡県交通対策協議会設置要綱の改正 (議案 2 参照)
- (2) 市町村との調整
 - ・県の計画は、法律第 5 条に基づき、市町村と共同して作成するよう努めなければならないため、別途、市町村への意見照会を行う。
- (3) パブリックコメント
 - ・第 2 回協議会終了後、パブリックコメントを実施する。

4 作成に係るスケジュール (案)

令和 5 年度	
7 月	■ 第 1 回交通対策協議会 (書面開催) ・福岡県交通対策協議会設置要綱の改正について (法定協議会へ位置付ける) ・市町村説明会の実施、地域公共交通計画 (ビジョン別冊) (案) に対する意見照会
8 月	■ 第 2 回交通対策協議会 ・地域公共交通計画 (ビジョン別冊) (原案) について ・パブリックコメントの実施について
9~10 月	・パブリックコメントの実施
10 月	■ 第 3 回交通対策協議会 ・パブリックコメント実施結果について ・地域公共交通計画 (ビジョン別冊) について (・ビジョン (本体) の令和 4 年度実施状況報告について) (・自転車活用推進計画の令和 4 年度実施状況報告について)
12 月~1 月	・ビジョン別冊の作成完了